

# エコフィード認証制度について

平成 21 年 3 月 17 日

**農林水産省**

# エコフィード認証制度について

## 1 趣旨

社会の近代化に伴い、人の食生活が豊になるにつれ、食品廃棄物の排出量は増加しており、社会的な問題となっている。このような中、資源循環型の社会形成の一環として、食品製造および流通段階等において発生する副産物や余剰食品等の食品循環資源を再生利用し、家畜の飼料として有効利用することに対する関心が高まっている。

一方、食品循環資源を利用した飼料の製造については、塩分や油分が高い等の特性があることや、箸等食品以外の異物が混入する危険性に対する懸念、また、食品残さ利用に対するイメージ等から、その取組が十分に理解されていない状況がある。

このような課題に対応し、食品循環資源利用飼料を推進させる手段の一つとすることを目的として「エコフィード認証制度」の検討が開始された。

## 2 検討の経緯

平成18年度より、(社)中央畜産会が主催するエコフィード認証制度協議会(座長:阿部亮、元日本大学教授)及び作業部会(座長:淡路和則、名古屋大学准教授)により仕組みを検討。

- ・18年度:認証の条件等の検討。認証制度の骨子の作成。
- ・19年度:チェックリストの検討。認証制度要綱(案)の作成。
- ・20年度:事業実施主体((社)日本科学飼料協会)及びエコフィード認証制度事業実施要綱の決定。

## 3 認証の基準

- ① 国内で発生した食品残さ(食品循環資源)が風乾物重量で20%以上、かつ、推進食品循環資源(食品循環資源のうち飼料化を推進するもの)が風乾物重量で5%以上含まれていること
- ② 原料の規格(原料の品質等)や製品の規格(原料の配合割合・性状等)を定めた規格書が定められていること
- ③ 製品の栄養成分等が把握されていること 等

→【別紙1参照】

## 4 認証の流れ

→【別紙2参照】

## 5 今後の予定

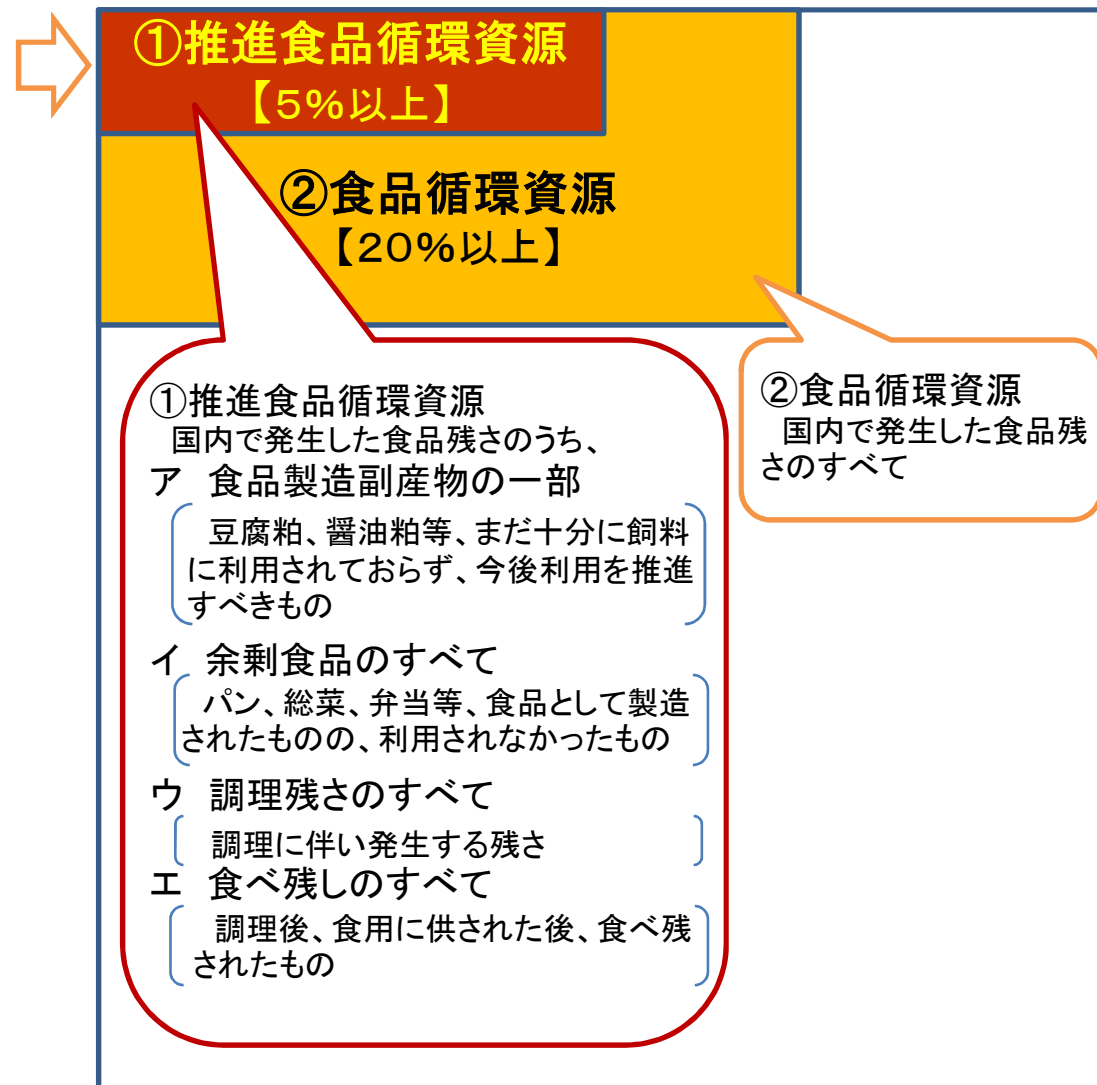
- ・ 認証制度の申請について、3月23日より受付を開始。
- ・ 今後、認証エコフィードを給与して生産された畜産物に対する表示認証を検討。

# エコフィードの認証基準について

## 《エコフィードが満たすべき基準》

- ・ 食品循環資源の利用率が20%以上、かつ、推進する食品循環資源の利用率が5%以上であること
- ・ 原料の規格(原料の品質等)や製品の規格(原料の配合割合・性状等)を定めた規格書が定められていること
- ・ 原材料の保管、製造工程や品質の管理等を内容とする飼料業務管理規則が定められていること
- ・ 製造記録が8年以上保管されること
- ・ 製品の栄養成分が把握されていること

※ 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン(平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知。)を遵守していることが前提



エコフィード認証制度（申請から認証まで）のフロー図

